

「令和8年度島根県食品衛生監視指導計画（案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

島根県薬事衛生課

募集期間 令和8年2月13日～3月13日

意見提出者 1名

No.	ご意見の内容（概要）	県の考え方
1	<p>HACCP制度化の最大の目的は、食品衛生上の危害発生防止にあると考えます。その趣旨に鑑み、今後は制度の履行状況の確認に加え、危害要因の実質的なリスク低減が図られているかどうかという観点からの「検証」の充実が重要であると考えます。事業者自らの自主管理能力を高めるための研修機会の充実や、検証力向上を目的とした支援の強化も有効であると考えます。</p>	<p>島根県では、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を適切に行えるよう、監視指導や講習会を通じて、衛生管理計画及び記録の作成、保存、検証等について支援を行っています。</p> <p>いただいたご意見については、各保健所等とも共有し、引き続き食品等事業者へのHACCPに関する監視指導及び周知啓発を続けてまいります。</p>